

COPY

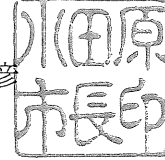
一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 15

令和4年(2022年)4月1日

株式会社 アオイ
代表取締役 篠田 陽子 様

小田原市長 守屋 輝彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可年月日	令和4年(2022年) 4月1日
許可有効期限	令和6年(2024年) 3月31日
業 の 範 囲	区 分 収 集 運 搬 (積替・保管を除く)
	種 類 一般廃棄物(厨芥類、紙くず、生ごみ)
許可の条件	裏面 「許可条件」のとおり
許可の更新、 変更の状況	

許 可 条 件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」のほか、次の事項を遵守し、その業務を自らの責任において適正に執行すること。

- 1 許可を受けた者は、許可申請書の事業計画書に記載された事業所から排出される一般廃棄物を自ら収集運搬を行うものとし、第三者にこれを行わせてはならない。
- 2 収集運搬について帳簿を備え、一般廃棄物の種類ごとに収集又は運搬年月日、受入先、収集運搬の方法、運搬先ごとの運搬量を記載し、5年間保管しなければならない。
- 3 毎月20日までに、その事業に関する前月の実績を実績報告書（市指定様式）により、市環境事業センターに提出すること。
- 4 許可申請に係る申請書記載事項の変更及び廃業等の場合は、許可申請事項変更届出書（市指定様式）により、変更のあった日から10日以内に届け出なければならない。
- 5 収集運搬した一般廃棄物の市処理施設への搬入にあたっては、市環境事業センターの指示を遵守すること。
- 6 一般廃棄物の減量化及び資源化を図るため、分別作業を徹底すること。
- 7 本市域で一般廃棄物の収集運搬に使用する車両の塗装色は、市所有のごみ収集車両（委託車両を含む）と類似するような色柄を使用しないこと。
- 8 本市域で一般廃棄物の収集運搬に使用する車両については、廃棄物の飛散、流出、悪臭の漏れることのないように適正な管理をするとともに、周辺的生活環境に支障のないようにすること。
- 9 収集運搬にあたっては、本市域外の一般廃棄物と混載して運搬しないこと。
- 10 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者で、産業廃棄物の収集運搬に用いる車両により一般廃棄物のみを収集運搬する場合には、その作業の間、産業廃棄物収集運搬業許可番号が見えないように覆い隠す等処置をすること。
- 11 本市域で一般廃棄物の収集運搬に使用する車両には、左右両側の見やすい場所に1字4センチ角以上の文字で次の表示を行うこと。